

<性能検査料金及び性能確認検査料金表>

■クレーン関係

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

【検査基本料金】

- (1) ジブクレーン(壁クレーンを除く)・橋形クレーン・ケーブルクレーン・アンローダー・浮きクレーン

(1 基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
5未満		32,700 円	3,270 円	35,970 円
5以上	10未満	43,100 円	4,310 円	47,410 円
10以上	20未満	54,100 円	5,410 円	59,510 円
20以上	50未満	67,900 円	6,790 円	74,690 円
50以上	100未満	89,800 円	8,980 円	98,780 円
100以上	200未満	106,300 円	10,630 円	116,930 円
200以上	500未満	128,400 円	12,840 円	141,240 円
500以上	1000未満	150,300 円	15,030 円	165,330 円
1000以上		172,100 円	17,210 円	189,310 円

注：ジブクレーンには、タワークレーン、つち型クレーン、高脚ジブクレーン、片脚ジブクレーン、引込クレーン、ポスト型ジブクレーン、低床ジブクレーン、クライミングクレーンを含む。

- (2) 天井クレーン

(1 基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
5未満		18,500 円	1,850 円	20,350 円
5以上	10未満	25,000 円	2,500 円	27,500 円
10以上	20未満	33,800 円	3,380 円	37,180 円
20以上	50未満	45,800 円	4,580 円	50,380 円
50以上	100未満	62,400 円	6,240 円	68,640 円
100以上	200未満	81,100 円	8,110 円	89,210 円
200以上	500未満	106,300 円	10,630 円	116,930 円
500以上		141,500 円	14,150 円	155,650 円

注：天井クレーン型スタッカー式クレーン、天井クレーン型スタッカークレーンを含む。

- (3) 移動式クレーン(浮きクレーンを除く)

(1 基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
5未満		17,200 円	1,720 円	18,920 円
5以上	10未満	23,900 円	2,390 円	26,290 円
10以上	20未満	32,700 円	3,270 円	35,970 円
20以上	50未満	43,900 円	4,390 円	48,290 円
50以上	100未満	62,400 円	6,240 円	68,640 円
100以上	200未満	81,300 円	8,130 円	89,430 円
200以上		106,300 円	10,630 円	116,930 円

(4) (1)(2)以外のクレーン

(1基につき)

つり上げ荷重(トン)		検査基本料金	消費税	合計
5未満		15,100 円	1,510 円	16,610 円
5 以上	10未満	21,700 円	2,170 円	23,870 円
10以上	20未満	26,700 円	2,670 円	29,370 円
20以上	50未満	36,500 円	3,650 円	40,150 円
50以上	100未満	51,400 円	5,140 円	56,540 円
100以上	200未満	62,400 円	6,240 円	68,640 円
200以上		85,900 円	8,590 円	94,490 円

注： 床上スタッカー式クレーン、懸垂型スタッカークレーンを含む。

(5) エレベーター

(1基につき)

積 載 荷 重	検査基本料金	消費税	合計
2トン未満のもの	20,200 円	2,020 円	22,220 円
2トン以上のもの	28,600 円	2,860 円	31,460 円

【検査技術料金】

(1基につき)

	検査技術料金	消費税	合計
是正確認	10,000 円	1,000 円	11,000 円
一部未了(注1)	10,000 円	1,000 円	11,000 円
荷重試験(注2)	23,000 円	2,300 円	25,300 円
部分確認(注3)	10,000 円	1,000 円	11,000 円

注1： 一部未了とは、有資格者が不在のため運転試験ができない場合、荷重の準備がなく荷重試験ができない場合等で検査日以外に実地再検査・確認を実施するものをいいます。

注2： 発電所等で後日に、再度条件解除の荷重試験を実施するものをいいます。

注3： 移動式クレーンの機材の一部(継ぎジブ、つり具等)が取り揃えられていないため、性能検査時に確認できない場合、別途機材の一部を確認するものをいいます。

【備考】

1 検査の料金は、消費税額を除き検査基本料金、是正確認・一部未了・荷重試験・部分確認の料金(以下「検査技術料金」という。)に次項に定める所定時間外(年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査を除く。)の割増し料金及び検査地への出張料金を加えた合計とします。

2 所定時間外の検査の料金は、前項の検査基本料金、検査技術料金に1.3(午後10時から午前5時までの深夜時間帯にあつては2.0)を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とします。

3 検査を実施する場所が次に掲げるところのいずれかに該当するときは、検査地への出張料金として、協会が定める交通費、日当及び宿泊料を徴収します。

検査申込事務所については、別途定める事務所若しくは設置者の所在地がある事務所とします。

ただし、協会の都合により検査申込事務所以外の事務所等が検査を実施する場合は、検査申込事務所が検査を実施したとみなして出張料金が必要な場合は、当該出張料金を徴収します。

なお、天候不良等不可抗力により不測の事態が発生した場合の費用負担については、協議し決定するも

のとします。

- (1) 離島
- (2) 北海道または事務所のない県で隣接する県に事務所がある場合を除き、かつ、検査申込事務所所在地から合理的行程50km 以上の遠隔地。ただし、千葉事務所の事務所所在地は千葉駅であるとみなします。
- (3) 北海道においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所所在地からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
- (4) 事務所のない県で隣接する県に事務所がある場合においては、検査申込事務所所在地から合理的行程100km 以上の遠隔地。
- (5) 1基のみの休日検査においては、検査申込事務所所在地(千葉事務所は千葉駅)から合理的行程50km 以上の遠隔地。
- (6) 北海道内で、2基以上を行う休日検査においては、函館労働基準監督署の管轄を除き函館事務所からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
- (7) 事務所のない県で隣接する県に事務所がある場合で、2基以上を行う休日検査においては、検査申込事務所所在地からの合理的行程が100km 以上の遠隔地。
- 4 福島第一原子力発電所の敷地内において性能検査、是正確認・一部未了・荷重試験・部分確認を実施する場合、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
- 5 除染特別区域内の帰還困難区域において検査業務に従事した場合、協会が別途に定めるところにより日当を徴収します。
- 6 検査の時間が、午後10時から午前5時までの夜間(深夜)に検査を実施する場合は、協会が別途に定めるところにより深夜日当を徴収します。
- 7 年末年始の12月29日から翌年1月3日に行う検査の料金は、備考 1 の検査基本料金、検査技術料に1.3を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とする。なお、所定時間外の割増料金については、備考 2 の定めを準用します。
- 8 検査技術料金は、実機ごとに徴収するものとする。ただし、次に掲げる場合は除くものとします。
 - (1) 他の性能検査に合わせて是正確認又は部分確認を行う場合
 - (2) 複数基同一の是正確認を要する場合で、確認内容が共通するものであり、複数基同時に確認できる場合は、一基分の料金を徴収します。
- 9 検査日当日、申込者の都合により検査が実施出来ない場合は、協会が別途定める交通費を徴収します。
- 10 検査に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は別途定めております。
- 11 検査技術料に係る出張料金(交通費、日当及び宿泊料)及び深夜日当は備考 10 に準じます。
- 12 銀行等の振込手数料は検査申込者においてご負担願います。